

投資一任口座約款 新旧対照表

(下線が改定部分)

新	旧
<p>第4条 (有価証券の保護預り等) この約款に特に定めのない限り、投資一任口座における有価証券の保護預り等については、「保護預り約款」「株式等振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」「振替決済口座管理約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「特定口座約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</u>」の定めるところによります。</p> <p>第5条の2 (非課税制度を利用する場合の取扱い) <u>(1) 投資一任取引において非課税制度を利用する場合、特定非課税管理勘定（いわゆるNISAの成長投資枠の勘定）の利用となります。</u> <u>(2) 非課税口座を指定した運用商品の買付により、租税特別措置法第37条の14第5項第6号ハに定める金額を超えることとなる場合は、非課税口座での買付を行わず、特定口座または一般口座（投資一任契約締結日の口座区分によります）で買い付けます。</u></p> <p><u>(2024年3月26日)</u></p>	<p>第4条 (有価証券の保護預り等) この約款に特に定めのない限り、投資一任口座における有価証券の保護預り等については、「保護預り約款」「株式等振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」「振替決済口座管理約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「特定口座約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」の定めるところによります。</p> <p>新設</p> <p>(2020年4月20日)</p>